

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
 65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方（市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。
 ※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって撤回することはできません。
 ※生活保護を受けている方及び外国人で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成26・27年度の保険料率が決定しました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されています。

<p>平成26年度及び平成27年度保険料率</p> <p>均等割額 47,900円</p> <p>所得割率 9.26%</p>	<p>平成24・25年度</p> <p>保険料と同一</p>
---	--------------------------------

保険料額（年額）＝均等割額（47,900）円＋所得割額 { (総所得金額等－33万円) × (9.26%) }
 ※上限額が年額55万円から(57)万円へ変更となりました。

平成26年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合 ⇒ 保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯 ⇒ 保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大） ⇒ 保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大） ⇒ 保険料の均等割額を2割軽減

*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、公的年金等特別控除後（専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前）の金額になります。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」＋58万円を超えない方 ⇒ 保険料の所得割額を5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成26年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）により納めることになります。

特別徴収の方

平成26年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成26年7月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成25年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成26年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成25年4月2日～平成25年10月1日の間	普通徴収はありません	平成26年4月から
平成25年10月2日～平成25年12月1日の間	普通徴収はありません	平成26年6月から
平成25年12月2日～平成26年2月1日の間	平成26年7月	平成26年8月から
平成26年2月2日～平成26年3月31日の間	平成26年7・8・9月	平成26年10月から

*但し、平成25年4月2日～10月1日の間に75歳の誕生日を迎えられた方の特別徴収の開始月は、市町村によって平成26年4月前に開始される場合があります。

～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。